

松伏町指名停止措置状況（令和8年度）

令和8年6月1日現在

No.	業者名	本社所在地	指名停止の理由	松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に係る該当条項	指名停止期間			備考
					始期	終期	期間	
1	株式会社クリーン工房	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2さいたま新都心LAタワー30F	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。このことは不正行為であり、契約の相手方として不適当であると認められるため。	第2条第1項 別表第2第7号（不正又は不誠実行為）	令和8年6月1日	令和8年8月31日	3月	